

逗子市地域包括運営協議会 書面協議等事項概要

1 逗子市指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新について（審議）

令和4年11月24日付で法人より指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定更新申請書及び関係書類一式が提出され、改めて人員等各種基準及び運営状況を確認しました。

申請者は、「株式会社ヒューマンレボリューション」で審議の対象となる事業所等の概要は次のとおりです。

(1) 審議理由

逗子市介護保険条例施行規則 第60条第2号の規定による（以下抜粋）

（所掌事務）

第60条 条例第26条に規定する逗子市地域包括支援センター等運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

(2) 法第78条の2に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第115条の12に規定する指定介護予防地域密着型サービス事業者及び法第115条の22に規定する指定介護予防支援事業者の指定について審議すること。

(2) 審議対象事業所、事業所の所在地及びサービス種別

デイサービス 和

逗子市新宿4-16-13

認知症対応型通所介護

(3) 有効期間満了日 令和5年1月31日

(4) 資料

別添のとおり（資料一覧表参照）

(5) その他

資料9（基準項目チェック表）の確認により、不適格項目はなし。

（資料一覧表）

資料1 概要

資料2 指定更新申請書・事業所の指定に係る記載事項

資料3 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

資料4 案内図・事業所の平面図

資料5 設備等一覧表

資料6 運営規程・料金表

資料7 決算報告書

資料8 運営推進会議記録

資料9 基準項目チェック表